

## 1 事業名

所沢市災害対策本部条例の一部改正

## 2 事業の概要

災害発生時における速やかな対応と対策を実施するため、所沢市災害対策本部の組織体制の見直しに伴い、新たに災害対策支部を規定するため、所要の改正を行うものである。

## 3 他自治体の類似する政策等

他の自治体においても災害対策本部等の設置に関する条例が定められ、必要に応じて改正を行っている。

## 4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

## 5 関係法令、基本計画との整合性

災害対策基本法、所沢市地域防災計画

## 6 事業費及びその財源等

なし

## 7 その他

添付資料

- ・新旧対照表

新

旧

議案第22号 所沢市災害対策本部条例の一部を改正する条例

(部)

第3条 略

(災害対策支部)

第4条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に災害対策支部を置くことができる。

2 災害対策支部は、所管区域における防災の推進を図るため、所沢市まちづくりセンターに設置する。

3 災害対策支部に災害対策支部長及び災害対策支部員を置き、災害対策本部長が指名する。

4 災害対策支部長は、災害対策支部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第5条 略

(その他)

第6条 略

(部)

第3条 略

(現地災害対策本部)

第4条 略

(その他)

第5条 略